

各常任委員会の所管事項

常任委員会名称	所 管 事 項
第1常任委員会	企画部、総務部、市民部、福祉事務所、会計課、消防本部、市立総合病院、老人保健施設やすらぎ及び駄知診療所の所管事項並びに第2常任委員会の所管に属しない事項
第2常任委員会	建設部、経済環境部、水道部下水道課、水道部水道課、農業委員会及び教育委員会の所管事項

第二回定例会常任委員会の審査報告

第一常任委員会

第二常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は、次のとおりです。

「平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第一号）中歳出の部所管部分について」は、「スマートインターチェンジ設置の地元同意について」質疑があり、「地元の久尻区長さんや五斗蔭三町内会長さんから設置の要望をいただいております、同意は得られていると考えている」旨の答弁があり、続いて、「スマートインターチェンジ関連の整備主体について」質疑があり、「施設整備は国土交通省が行い、アクセス道路の市道部分の整備は、市が行う」旨の答弁がありました。また、「設置までのスケジュールについて」質疑があり、「今回の補正の調査委託で、スマートインターチェンジ利用交通量の推計、



整備中の土岐PA

アクセス道路の構造の検討、費用対効果の検討、関係機関協議資料の作成を行い、国、中日本高速道路株式会社、岐阜県及び警察署と事前協議や勉強会を開催する。その後、社会実験準備会を設置し、国へ社会実験実施計画の申請を行い、採択されれば社会実験を行い、その結果を受けて本格運用となる」旨の答弁があり、続いて、「開通予定はいつか」との質疑があり、「事前協議や社会実験を行い、工業

団地の開発の状況や誘致の状況を踏まえての整備となり、現時点では、わかりかねるが、積極的に設置に向けて努力をしたい」旨の答弁がありました。

次に「土岐市斎場美しが峰駐車場について、今回の増設で充分なのか」との質疑があり、「過去三年間の実績から百五十四台で概ね対応でき、それ以上の利用がある場合は、通路等で安全を確保しながら利用していきたい」旨の答弁がありました。



美しが峰（駐車場になる池）

次に「下石川支流の調査測量委託の経緯について」質疑があり、「今回の調査測量区

間の流域内に地すべり区域も含まれており、以前の大雨で河川の氾濫の恐れがあったことを踏まえ、河川の断面等調査測量をする」旨の答弁があり、続いて、「地すべりの原因は」との質疑があり、「専門家、国、県、市と地元区長さんによる地すべり検討委員会の原因を究明していく」旨の答弁がありました。

次に、「教育費について特別支援に係る国の財源措置はいくらなのか」との質疑があり、「千二百万円である」旨の答弁がありました。

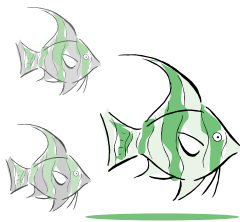
次に、「織部の日記念事業の費用対効果について」質疑があり、「経費の見直しを行い、予算を削減してきたことと、参加者を増やすよう実行委員会を中心に内容の充実に努め、費用対効果を高めていきたい」旨の答弁がありました。

「土岐市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例について」は、鶴里町柿野地区の農業集落排水処理施設を供用開始するため、条例



柿野浄化センター

を制定するもので、「三年以内に水洗便所に改造しなければならぬ規定があるが、100%水洗化にする方策について」「質疑があり、「農業集落排水事業をはじめに当たって水洗化の確認書をいただきたい」とあり、啓蒙活動等を行い、進めていく」旨の答弁があり、続いて、「井戸水を併用する場合の使用料の算出について」「質疑があり、「公共下水道の場合と同じで、上水道の使用量に一人あたり三立方メートルを加算し、使用水量を算出する」旨の答弁がありました。



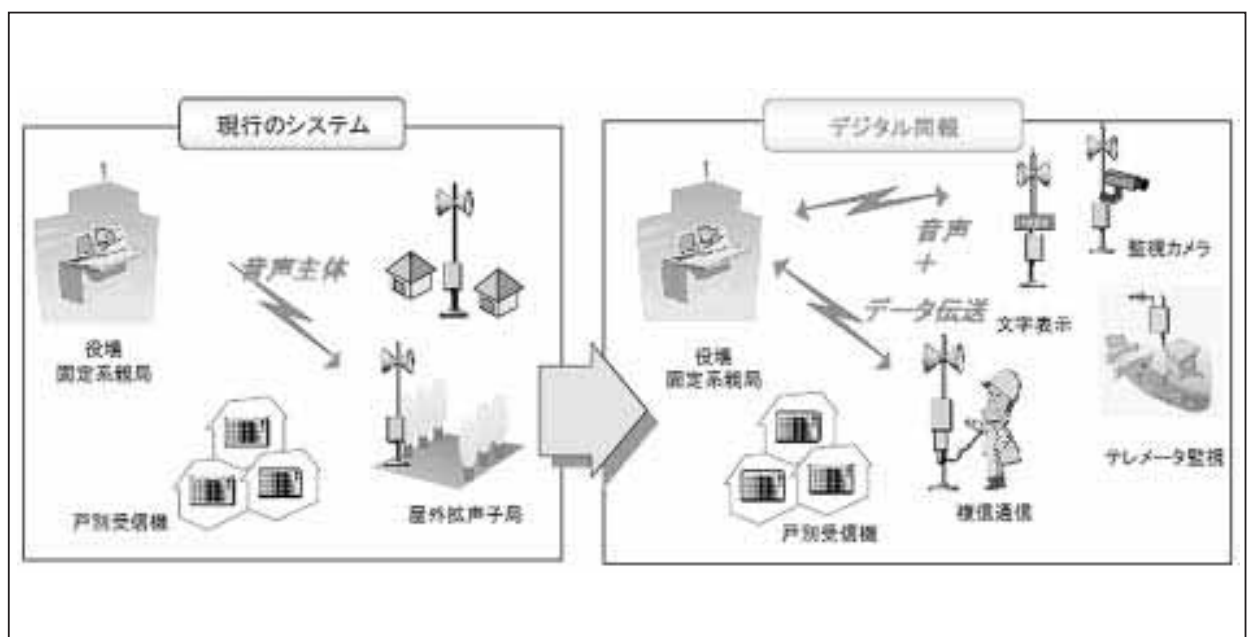
「土岐市都市公園条例の一部を改正する条例について」「浅野緑地公園テニスコートを廃止するもので、「跡地利用について」「質疑があり、「テニスコートの敷地は、国土交通省の所有であり、返還をする。跡地については、不法駐車やゴミ捨て場など、周辺に迷惑のかからないようにするため、国土交通省に働きかけていく」旨の答弁がありました。

「審査内容」 一般会計補正予算（第一号）中歳出の部所管部分へ全会一致・原案可決 土岐市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例制定へ全会一致・原案可決 土岐市都市公園条例の一部改正へ全会一致・原案可決

第一常任委員会

第一常任委員会の主な審査内容を報告いたします。

「議第37号議案中、歳入の部全部、歳出の部所管部分その他所管部分について」は、歳入の部で「防災無線について、以前整備する際には、補助金があったが、今回は、起債対応となっているが、どう変わったのか。また、アナログとデジタルの違いは」との質疑があり、「国の三位一体改革の進行により、防災基盤整備事業は、平成14年度から起債対象事業となっており、90%が、起債対象で、その内50%が、交付税措置され、事業費の45%が、国、残りの55%が、市の負担になる。また、アナログですと起債対象が75%、交付税算入が30%ですので、国で措置されるのは、22.5%である」旨の答弁があり、続いて、「今回の補正では、歳入が、三つの基金からの繰り入れとなっているが、それぞれの基金の残高はいくらか」との質疑があり、



執行部から、「19年度末で、財政調整基金が、15億5924万9千円で、建設事業基金が、30億5559万5千円で、ふるさと創生事業基金が、2億645万4千円である」旨の答弁があり、

続いて、歳出の部で、「自立支援費でのシステム改修の内容と委託先について」質疑があり、執行部から、「委託先は、システムを構築した株式会社エフワンで、内容は、各事業所から国保連合会へデータを伝送し、国保連合会から本市へ伝送されるデータを受けるための改修である」旨の答弁がありました。

質疑終了後、討論に入り、「歳入を財政調整基金で充当することに反対である」旨の反対討論と「歳入は、基金の設置目的に適合しており、歳出についても、必要事業であるので、賛成する」との討論がありました。

議第43号議案、「土岐市幼稚園条例の一部を改正する条例について」は、「今回の改正で、今まで該当していた方

が、外れるということはないか」との質疑があり、「ありません」との答弁があり、続いて、「幼稚園は、今回改正されるが、保育園はどうなっているのか」との質疑があり、執行部から、「保育園については、4月からの保育料に適用させるため、3月に規則改正を行った」旨の答弁がありました。

議第45号議案、「町及び字の区域並びに名称の変更について」は、「新しい町名を決めるときは、どのように決めるのか」との質疑があり、執行部から、「基本的には、地元で決めていただく。浅野や妻木の区画整理事業のときも、地元で決められました。今回も、土岐口地内の方に決

めていただいた」旨の答弁があり、続いて、「新町名が、土岐ヶ丘に決まった経緯について」質疑があり、執行部から、「地元は土岐ブラズマリサーチパーク開発協議会がありまして、その役員で、新町名検討委員会を設置され、五つの案による投票の結果、三つの案の得票数が、拮抗して

いたため、取扱いを協議され、その三案で、地権者の方々の投票を行い、その結果を加えて決められた」旨の答弁がありました。

「審査内容」一般会計補正予算(第一号)中歳入の部全部・歳出の部所管部分・その他所管部分(賛成多数・原案可決) 老人保健特別会計補正予算(第一号)(全会一致・原案可決) 土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部改正(全会一致・原案可決) 土岐市幼稚園条例の一部改正(全会一致・原案可決) 土岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正(全会一致・原案可決) 町及び字の区域並びに名称の変更について(全会一致・原案可決)

